

岩見沢市行政改革大綱

(令和5年度～令和14年度)
2023-2032



岩見沢市



目次

はじめに

1	行政改革の必要性	1
	(1) 人口減少・少子高齢化の進行	
	(2) ICT・DX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展	
	(3) 社会経済情勢の変化に対応した行政運営	
2	行政改革の基本的な考え方	3
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 基本理念	
	(3) 目指す方向(スローガン)	
	(4) 基本方針	
	(5) 大綱の位置づけ	
	(6) 計画期間	
	(7) 推進体制及び進行管理	
3	基本理念に基づく体系図	6
4	基本方針及び推進項目	7
	基本方針1 持続可能で効率的・効果的な行財政運営	
	(1) 事務事業の最適化	
	(2) 持続可能な財政運営	
	ア 財源の確保	
	イ 歳出の削減	
	ウ 特別会計・公営企業会計、第三セクター等の健全経営	
	(3) 公共施設マネジメントの推進	
	(4) 効率的な組織体制と横断的な連携	
	(5) 組織マネジメントの強化	
	基本方針2 満足度の高い行政サービスの実現	
	(1) 多様な主体との協働・共創の推進	
	(2) 行政サービスの質の向上	
	(3) 市政情報の共有と透明性の向上	
	(4) 危機管理体制の充実・強化	
	(5) 人材育成と職員力の向上	

【参考資料】

1	本市における行政改革大綱の策定状況	13
2	策定経過	13
3	岩見沢市市政改革懇話会設置要綱	14
4	岩見沢市市政改革懇話会委員名簿	15
5	岩見沢市行政改革推進本部設置要綱	16
6	用語解説	19

はじめに

本市は、昭和61年度以降、四次にわたり行政改革大綱を策定し、時代に即応した組織機構の見直しをはじめ、適正な定員数の管理や財政の健全化、事務事業の抜本的な見直し、職員の意識改革など、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応しながら、効率的な行財政運営に努めてきました。

平成25年以降は、「管理(減量)型の行政運営」を継続しつつ、経営的視点を加えた「経営型行政運営」(※1)への転換を図り、行政評価制度(※2)の導入による施策・事務事業の評価システムの構築をはじめ、公共施設の再編、窓口業務の一部スマート化をスタートするなど、コストや成果を意識しながら、市民満足度を高めるための取組みを積み重ねてきました。

これからの人口縮減社会において、将来的にも市税収入の増加が見込めないこと、さらには2040年頃にピークを迎えるとされる高齢化の進行と、これに伴う社会保障費の増加、人口構造の不均衡による地域社会の担い手不足など、自治体運営を取り巻く環境は、今後も厳しさを増していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機とした社会全体の急速なデジタル化への進展をはじめ、テレワーク等(※3)の新たな働き方の浸透やカーボンニュートラル(※4)に向けた取組み、SDGs(※5)の推進など、社会経済情勢はめまぐるしく変化しています。

こうした状況の中で、将来にわたり、行政サービスの必要量を維持し、なおかつ、質を高めていくためには、これまでの行財政改革の取組みを基礎として、限りある経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報・時間)を有機的に結び付け、より効率的で効果の高い「行財政運営」の推進が必要不可欠となります。

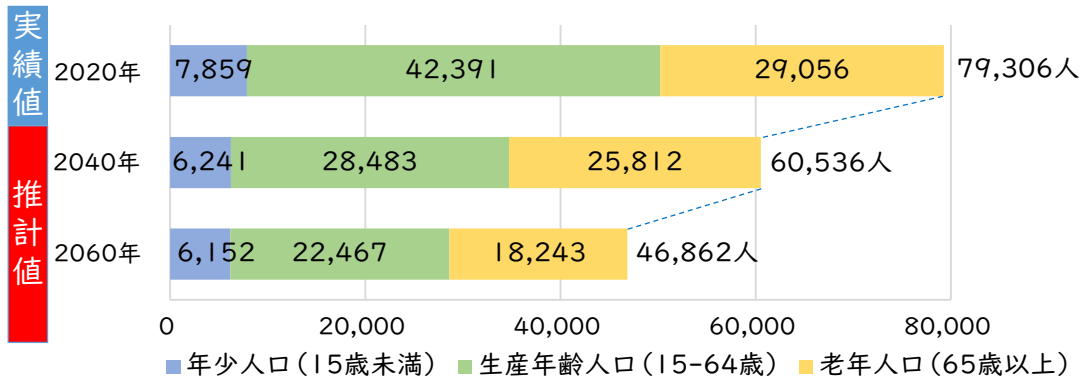
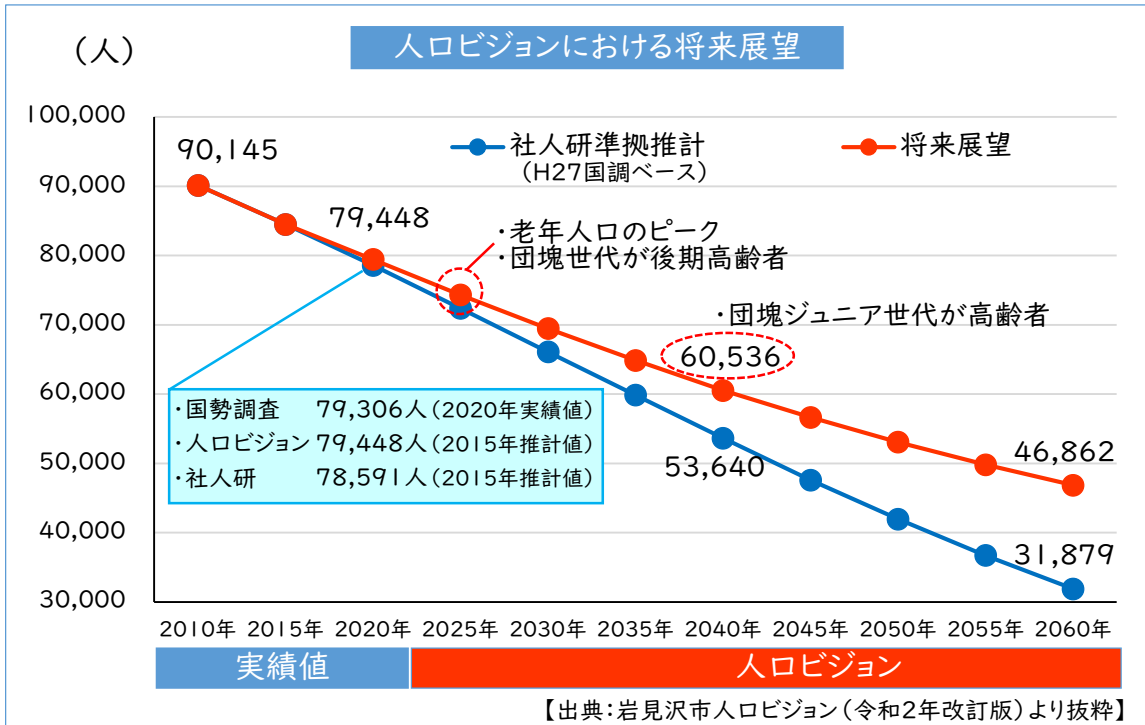
そのため、第5次となる行政改革大綱では、目指す未来の姿を職員全員が共有し、バックカasting(※6)の視点から必要な取組みを進め、持続可能な行財政運営と満足度の高い行政サービスの実現に向けて、さらなる改革を進めます。

I 行政改革の必要性

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)によれば、今後我が国の人口は、これまで増加を続けてきた老年人口が減少に転じ、急激な人口構造の変化を伴いながら、加速度的に進むとされており、2100年には日本の総人口が6,000万人台まで減少する「人口半減社会」を迎えるとされています。

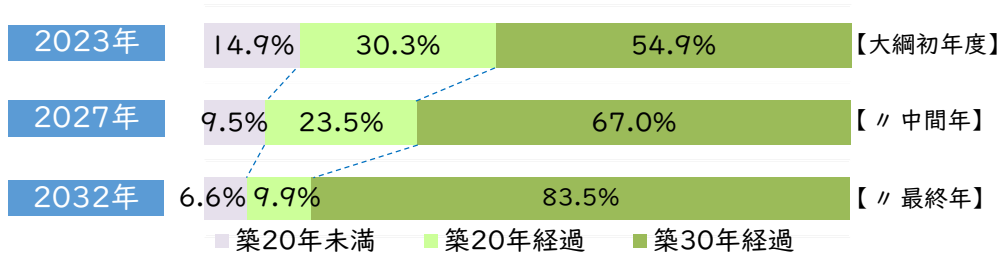
「岩見沢市人口ビジョン」(※7)及び「第2期岩見沢市総合戦略」(※8)においても、人口減少と少子高齢化の進行は避けられないとされており、今後の税収への影響、インフラの老朽化、様々な分野における担い手不足などに対応していくためには、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営が必要となります。



建築系施設の類型別築年数の棟数

区分	棟数	2023			2027			2032			
		築20年未満	築20年経過	築30年経過	築20年未満	築20年経過	築30年経過	築20年未満	築20年経過	築30年経過	
インフラ	上水道等 下水道等 農業水利施設 公園施設	239	37	112	90	20	87	132	12	34	193
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	40	4	8	28	4	8	28	4	4	32
庁舎等	本庁舎 支所等 消防施設	13	3	3	7	2	4	7	1	2	10
職員宿舍	職員宿舍	5	0	2	3	0	2	3	0	0	5
市営住宅等	市営住宅等	168	11	27	130	9	16	143	5	7	156
教育関係施設	学校施設 図書館等 体育施設	216	38	54	124	25	42	149	15	25	176
社会福祉関係施設	児童福祉施設 老人福祉施設 その他社会福祉施設	49	7	19	23	6	15	28	6	0	43
その他	病院・診療施設 集会施設等 産業振興施設 その他施設	225	42	64	119	25	50	150	20	23	182
合計		955	142	289	524	91	224	640	63	95	797

【出典：岩見沢市公共施設等総合管理計画】



(2) ICT(※9)・DX(デジタル・トランスフォーメーション)(※10)の進展

人工知能(AI)(※11)をはじめ、家電や自動車といった「モノ」をインターネットに接続する技術(IoT)(※12)などのICTが、医療や介護、交通など社会のあらゆる場面で利活用され、情報通信技術を活用したコミュニケーションが急速に広がっており、新しい価値やサービスも次々と創出されています。

デジタル社会の進展に遅れをとることなく、職員一人一人が業務に対する意識や働き方を根本的に見直し、業務の効率化と市民サービスの向上につながる自治体DXの推進を図るとともに、それを支える人材の確保・育成を行う必要があります。

(3) 社会経済情勢の変化に対応した行政運営

ポストコロナ社会における「新しい生活様式」に対応した非対面・非接触による行政サービスやSDGsの推進、カーボンニュートラルに向けたGX(グリーン・トランスフォーメーション)(※13)など、社会が加速度的に変容する中で、新たな課題や価値観に柔軟に対応し、地域の活力に結び付けていくことが求められています。

2 行政改革の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

本大綱では、「市民の満足度の高いまちづくり」を持続的に提供していくため、これまでの行政改革大綱の理念である「経営型行政運営」を継承します。

(2) 基本理念

限りある経営資源を有機的に結びつけ、迅速性、的確性、実効性を追求し、効率的で効果的な行財政運営と市民満足度の高い行政サービスの実現を両立する「経営型行政運営の推進」とします。

(3) 目指す方向(スローガン)

行政改革大綱の基本理念に基づいて、目指す方向(スローガン)を設定します。

目指す方向 「持続可能な行財政基盤の確立と新しい時代への対応」

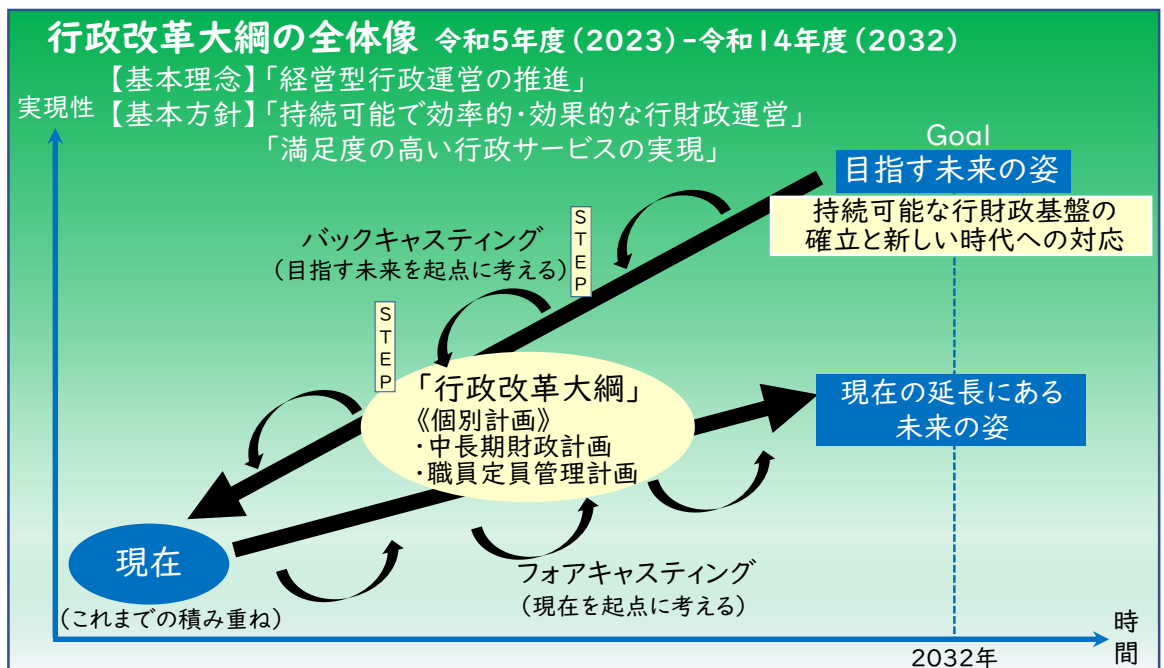
(4) 基本方針

これまで積み重ねてきた行財政改革の成果を基礎としながら、目指す未来を起点として、今すべきことに取組むバックキャストिंगの考え方に基づき、本市の最上位計画である第6期岩見沢市総合計画に掲げる将来の都市像「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市」の実現に向け、2つの基本方針を定めます。

基本方針1 持続可能で効率的・効果的な行財政運営

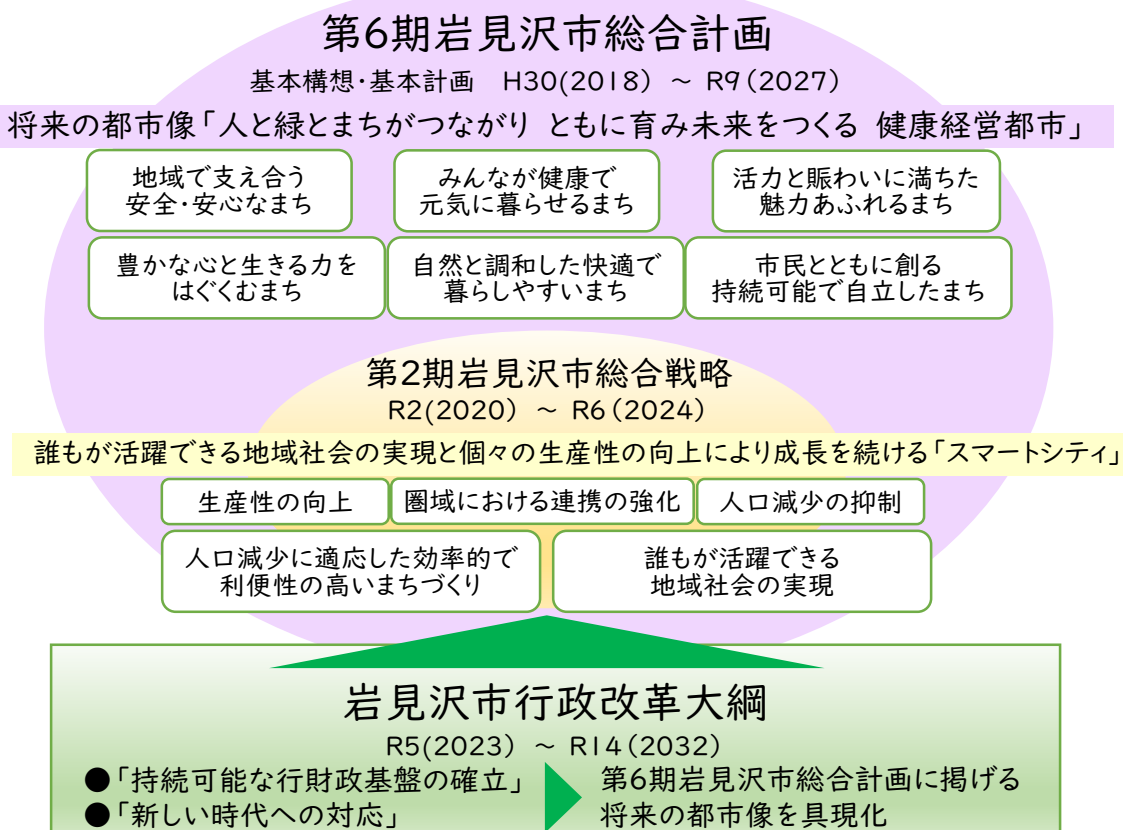
基本方針2 満足度の高い行政サービスの実現

【本大綱の全体像】



(5) 大綱の位置づけ

本大綱は、第6期岩見沢市総合計画に掲げる「将来の都市像」を具現化するものとして位置付けます。



(6) 計画期間

本大綱の計画期間は、令和5年度(2023)から14年度(2032)までの10年間とします。

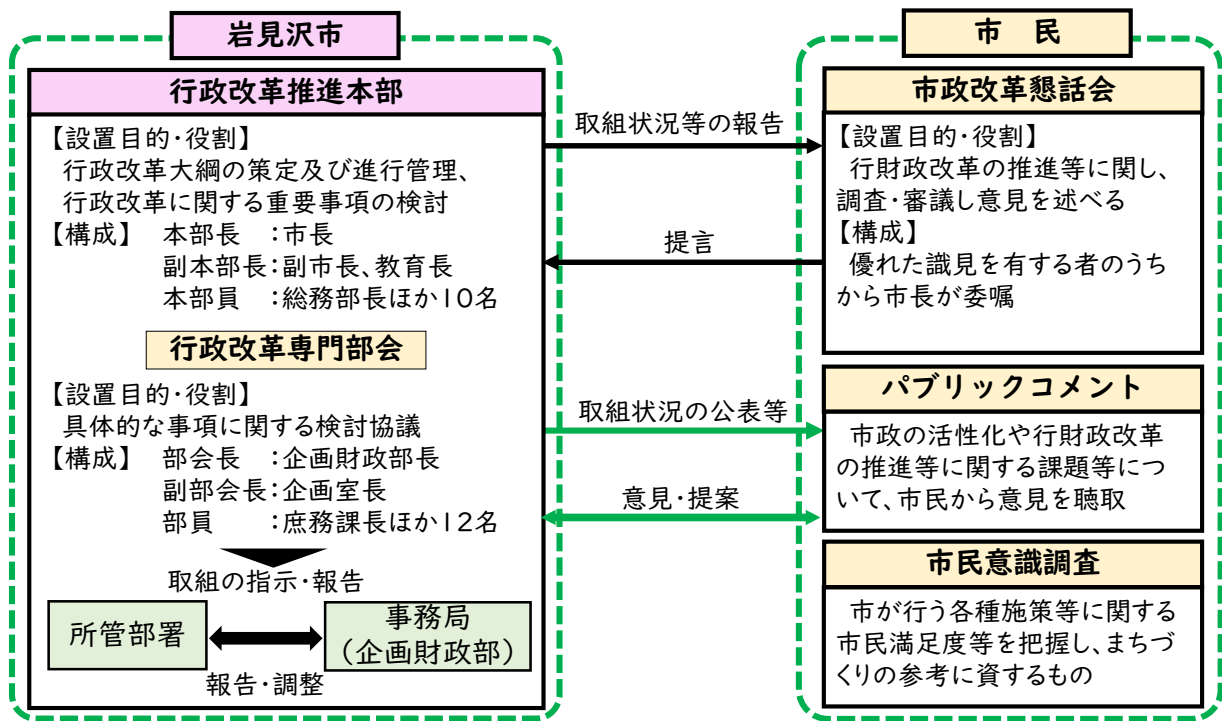
ただし、社会経済情勢の変化や国の制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(7) 推進体制及び進行管理

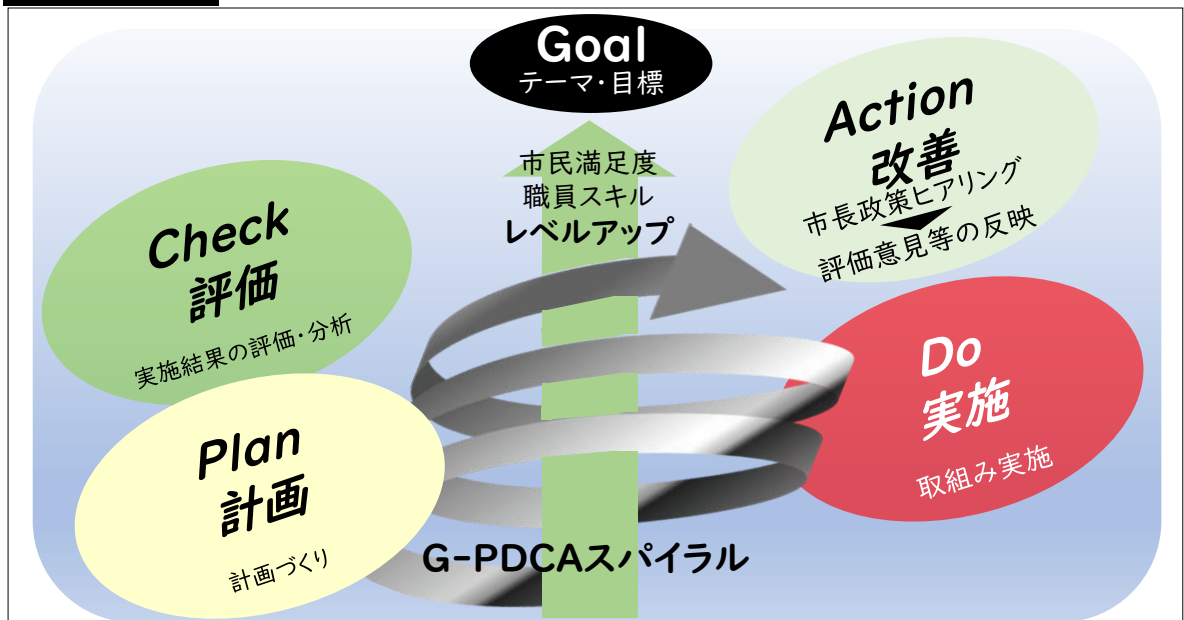
市長を本部長とする「岩見沢市行政改革推進本部」を中心に、全庁を挙げて取組を推進するとともに、情報発信の充実・強化による市政の「見える化」を図り、課題や状況を市民と共有します。

また、有識者で構成する「岩見沢市市政改革懇話会」へ進捗状況を報告し、行政改革の推進に必要な提言を受けるとともに、本大綱に掲げる「持続可能な行財政基盤の確立と新しい時代への対応」の実現に向けて、取組内容の進捗や効果を適切に評価し、その結果に基づき、必要な見直しや改善を図りながらGoalに向けて上昇していくG-PCDAスパイラル(※14)とする進行管理により、改革の輪を着実に拡大、波及させていきます。

【推進体制】



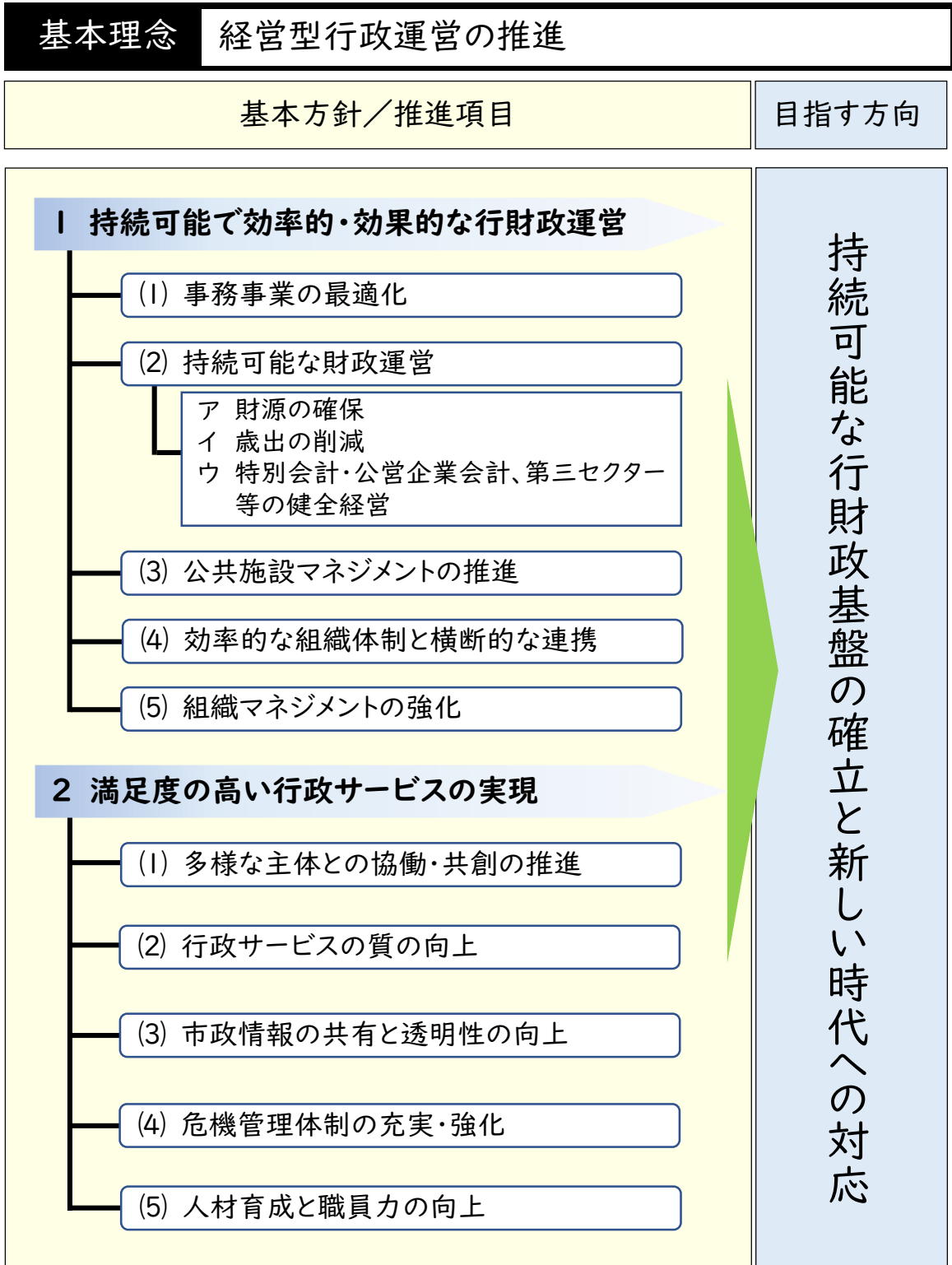
【進行管理】



【Goal】	ゴール	・テーマの選定と目標を設定する
【Plan】	計画 Goalのための計画づくりを行う	・実施計画の策定 ・職員配置、組織体制
【Do】	実施 計画を実行する	・効率的、効果的な行財政運営の取組み ・満足度の高い行政サービスの取組み
【Check】	評価 実施した結果を評価し、分析する	・行政評価、市民意識調査の実施 ・パブリックコメント
【Action】	改善 評価結果から、改善や対策を行い、次の計画等に反映する	・事業や実施計画の見直し ・制度の改正

3 基本理念に基づく体系図

基本理念及び基本方針に基づく具体的な推進項目は、次の体系（2区分10項目）とします。



Ⅰ 持続可能で効率的・効果的な行財政運営

(1) 事務事業の最適化

自治体業務が高度化・複雑化する一方で、職員(ヒト)や予算(カネ)は人口減少とともに確保が難しくなり、相対的に機会や設備(モノ)、情報、時間の価値が高まっています。将来にわたって行政サービスを確保し、その質を向上させていくためには、これらの限りある経営資源を効率的に配分し、事業効果を高めていくことが必要となります。

事業内容をゼロベースから見直し、最小の予算と労力で最大の効果を発揮できるよう、政策ヒアリングなどを通じた事務事業のスクラップ・アンド・ビルド(※15)を徹底するとともに、経営資源と事業効果のバランスを意識した行政評価による進行管理を行い、施策や事務事業の最適化を図ります。

また、先進的なデジタル技術を活用し、すべての市民がsociety5.0(※16)時代を実感できる行政サービスの提供や業務環境の構築、カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの導入促進や省エネ型ライフスタイルの実践、エネルギーの地消地産など、新たな成長に結びつく取組みを進めます。

(2) 持続可能な財政運営

厳しい財政状況の中にあっても、将来の世代に負担を残さず、持続可能な財政運営を進めていくためには、財政の健全化に向けた不断の取組みが必要です。

中長期的な財政運営の指針となる「中長期財政計画」に基づき、自主財源の積極的な確保に努めるとともに、徹底した事務事業の見直しを行い、必要性や優先度の高い事業へ重点的に財源配分するなど、持続可能な財政運営を進めます。

ア 財源の確保

国や北海道からの補助金等の確保に努めるとともに、市税収納率の維持・向上及び滞納対策の強化に取り組みます。また、使用料や手数料などの受益と負担とのバランスの適正化や市有財産の有効活用と適正な処分を進めるほか、有料広告をはじめとした歳入確保に向けた取組みの充実と新たな財源の確保を図ります。

イ 歳出の削減

施策・事務事業全般について、事業の有効性や効率性、先見性などの観点から、その必要性を評価・検証し、徹底した見直しを図ります。

また、先端技術の活用による業務の効率化やアウトソーシング等（※17）によるコスト削減をはじめ、公共工事コストの縮減や公債費負担の適正化を図るとともに、各種補助事業等については、社会経済情勢の変化に応じて、費用対効果等を検証するなど、定期的な見直しを図ります。

ウ 特別会計・公営企業会計、第三セクター等の健全経営

特別会計については、歳出の削減や事務事業の効率化、受益者負担の適正化などによる収支の均衡を目指します。また、公営企業会計についても、社会経済情勢の変化を的確に捉え、常に経営状況を検証するとともに、公営企業としての特色を十分発揮し、効率的で効果的な事業運営による経費の節減と収入の確保を基本に、経営の健全化に努めます。

市が出資する第三セクター等においては、経営状況のチェックを強化し、より効率的な運営を図ります。

(3) 公共施設マネジメントの推進

当市の人口は、高度経済成長期から平成初期にかけて増加基調で推移してきましたが、その後、減少に転じ、当時整備された多くの公共施設等で利用者の減少や老朽化が進行しており、今後、これらの施設の維持管理費や改修・更新費用が市の財政を大きく圧迫することが懸念されます。

持続可能な行財政運営を確立し、良質な行政サービスを次世代に引き継ぐため、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再編基本計画」に基づき、公共施設マネジメントを推進し、維持管理コストの抑制や施設等の更新、長寿命化を図るほか、市民ニーズやコスト状況等を踏まえた施設の必置性を見極めつつ、施設の複合化・集約化・多機能化をはじめ、施設の売却や除却など、建築物系公共施設の最適化に向けた取組みを推進します。

また、利用者等のニーズに応じた効率的かつ効果的な行政サービスの維持・向上に向け、広域的な相互利用のほか、指定管理者制度(※18)やPFI方式(※19)の活用、アウトソーシングなど、民間事業者等のノウハウや技術力を活用した官民連携を推進します。

(4) 効率的な組織体制と横断的な連携

加速する社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する地域課題に対応して、個々の職員の能力を最大限に活かして取組んでいくためには、効率的で効果的かつスピード感を持った柔軟な組織体制の構築が求められます。

誰からも分かりやすく、利便性の高い組織体制・執行体制への見直しを行うとともに、部局を越えた応援体制や組織横断的なプロジェクトチームの設置など、市民本位の政策立案・業務執行体制の構築に向けた取組みを進めます。

また、ヒト・モノ・カネ・情報・時間などの経営資源と、歴史や文化、産業や人材、豊かな自然環境などの地域資源のさらなる有効活用を図り、広域的な課題解決や地域振興を進めるため、近隣自治体との地域間連携を進めます。

(5) 組織マネジメントの強化

人口縮減時代においては、限られた職員数のもと、新たな行政課題への対応と業務の質的向上を、将来にわたり確保することを想定した、長期的な視点による組織マネジメントが必要です。

今後見込まれる生産年齢人口の減少等により、人材確保は一層困難となるため、中長期的な組織運営や人材育成の指針となる「職員定員管理計画」に基づき、採用試験や人事異動時期の柔軟化をはじめ、プロフェッショナル人材の活用に向けた検討を行うほか、職員の定員管理にあたっては、業務の質や量を的確に把握し、実態に即した適正な配置を行うとともに、AI、RPA等(※20)といったICTの活用や行政手続のオンライン化などによる業務の省力化により生み出された時間や労力を、デジタル技術で補うことのできない業務に選択的に投入するなど、戦略的な人員配置に取り組みます。

また、民間事業者の活力による業務の効率化と労働力の確保を図るほか、職員の年齢構成や定年年齢の引上げも考慮した計画的な採用を継続します。

2 満足度の高い行政サービスの実現

(1) 多様な主体との協働・共創(※21)の推進

「市民主体による協働のまちづくり」は、第6期岩見沢市総合計画において「まちづくりの基本的視点」の一つに位置付けており、計画に掲げる将来の都市像を目指すうえで欠かせない要素です。

人口構造の変化に伴い、地域社会の相互扶助機能の低下をはじめとする様々な課題の解決や、地域活力の維持・向上に向け、市民や団体、事業者などの多様な活動主体が連携して取組む協働のまちづくりを推進するとともに、市民参加の機会の確保に努めます。

また、それぞれの活動主体が持つリソースを連携させ、互いに補完しながら、新たなまちの魅力や価値を共に創り上げていく「共創」のまちづくりを進めるなど、さらなる「地域力」や「市民力」の向上につながるよう取り組んでいきます。

(2) 行政サービスの質の向上

少子高齢化を背景とした労働力不足の深刻化に対応するため、国では、デジタル社会に向けたDX(デジタル・トランスフォーメーション)により、業務プロセスや働き方を変革させる取組みが進められるなど、人口縮減社会の中で地域課題を解決していくためのシステムづくりが加速しています。

このような状況のもと、市民一人一人にとって、満足度の高い行政サービスを実現するため、各種申請手続等の簡素化やオンライン化、キャッシュレス決済(※22)の拡充など、行政手続きに係る市民や事業者の負担軽減と利便性向上のための取組みを引き続き推進します。

また、DXによる業務の効率化によって得られた時間や労力などの経営資源を、デジタル技術で補うことのできない業務に再配分し、デジタルとアナログを併用し

ながら、行政サービスの質の向上を図ります。

(3) 市政情報の共有と透明性の向上

地域の将来像の実現や課題解決に向け、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むためには、市民との信頼関係のもと、質や量を意識した不断の情報共有が不可欠です。

引き続き、広報いわみざわや情報公開コーナー、市ホームページの充実に加え、ソーシャルメディア(※23)なども活用し、市民が必要とする情報を適切な時期や方法でわかりやすく積極的に提供するとともに、市民の声を市政に活かすため、各種意識調査やパブリックコメント(※24)、メールや手紙、陳情や要望、懇談会の開催など、様々な手段やシーンを通じ、多様化する市民ニーズの的確な把握に努めます。

また、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、情報公開条例をはじめ、個人情報保護条例や行政手続条例などの適正な運用に努めます。

(4) 危機管理体制の充実・強化

平成30年の北海道胆振東部地震と道内全域のブラックアウトをはじめ、ゲリラ豪雨の多発や記録的な降雪など、自然災害リスクが高まっており、市民の安全と安心を確保するため、関係機関等とも連携しながら、日頃から事前防災や減災に取り組む必要があります。

地域での防災訓練等を通じ、市民の防災意識の向上と知識・技能の修得を進めるとともに、「強靱化計画」や「地域防災計画」等に基づき、災害など不測の事態への備えや行政・地域・関係機関が一体となった避難支援など、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の充実・強化に努めます。

また、行政サービスの提供に必要不可欠となる情報システムにおいては、不正アクセス等に対する情報セキュリティ対策をはじめ、人為的要因による情報漏えいなどの事故防止のため、情報セキュリティリテラシーの向上に取り組めます。

(5) 人材育成と職員力の向上

多様化・複雑化する市民ニーズへの対応や社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応していくためには、職員の資質向上と将来を見据えた職員力の向上が不可欠です。

このため、職員一人一人が、常に問題意識や挑戦意欲を持って課題解決にあたることができるよう、自己啓発や自己研鑽に努めるほか、政策形成・課題解決能力の向上や専門的知識の習得に向けた研修等の充実、さらには自治体DXに必要なデジタル人材の育成強化など、職員個々の能力や適性に応じた育成を計画的に進め、職員力の向上に向けた取組みを推進します。

また、ワーク・ライフ・バランス(※25)の確保や働き方改革(※26)の実践等により、職員のモチベーション向上と心身の健康増進を図り、組織の生産性向上につなげます。

1 本市における行政改革大綱の策定状況

策定年月日	名 称	計画期間
昭和61年 4月	岩見沢市行政改革大綱(第1次)	昭和61年度～
平成 8年 6月	岩見沢市行政改革大綱(第2次)	平成 8年度～12年度 [5年間]
平成19年 3月	岩見沢市行政改革大綱(第3次) 岩見沢市集中改革プラン	平成18年度～22年度 [5年間]
平成25年10月	岩見沢市行政改革大綱(第4次) ・岩見沢市中長期財政計画 ・岩見沢市職員定員管理計画	平成25年度～令和4年度[10年間]

2 策定経過

※中長期財政計画→財政計画 職員定員管理計画→職員計画

年月日	内 容	
	岩見沢市行政改革推進本部	岩見沢市市政改革懇話会
令和4年(2022年)		
4/ 4(月)	第1回行革本部会議 ・次期行革大綱の考え方、構成(案) ・策定スケジュールの検討	
7/19(火)	第3回行革本部会議(兼サマーレビュー) ・行革大綱、財政計画の総括、職員計画の 取組状況、次期行革大綱の方向性検討	
9/22(木)		第3回市政改革懇話会 ・行革大綱、財政計画の総括、職員計画の 取組状況、次期行革大綱の方向性検討
10/25(火)	第6回行革本部会議(兼オタムレビュー) ・次期行革大綱の素案審議 ・次期財政計画、職員計画の考え方	
11/ 4(金)	教育大学岩見沢校ワークショップ ・10年先のマチを見据えた「学び」、「地域活動」をテーマとした意見交換	
11/ 9(水)		第4回市政改革懇話会 ・次期行革大綱の素案審議 ・次期財政・職員計画の骨子
12/21(水)		第5回市政改革懇話会 ・次期行革大綱修正案の審議 ・次期財政・職員計画の素案審議
令和5年(2023年)		
1/13(金) 1/16(月)	行革本部長、副本部長協議 ・次期行革大綱最終素案 ・次期財政・職員計画の最終素案	
1/31(火)	総務常任委員会 ・取組総括、次期行革大綱(素案)、財政計画(素案)、職員計画(素案)報告	
2/13(月)	第7回行革本部会議 ・次期行革大綱、財政・職員計画の報告	
2/17(金)～3/10(金)	パブリックコメントの実施 (市ホームページ、広報3月号)	
3/20(月)	行革本部長、副本部長協議 ・パブリックコメント結果、次期行革大綱、 財政・職員計画の策定	
3/22(水)		第6回市政改革懇話会 ・パブリックコメント結果、次期行改大綱、 財政・職員計画の策定報告

3 岩見沢市市政改革懇話会設置要綱

平成18年11月1日 訓令第62号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政の実現を図るため、岩見沢市市政改革懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市長の求めに応じて、岩見沢市の市政の活性化、行財政改革の推進等に関し、次の事項を調査及び審議し、これを取りまとめ意見を述べるものとする。

- (1) 行政改革大綱及び実施計画に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) その他行政改革に関する重要事項に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて関係職員に会議への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画財政部企画室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日訓令第1号)

この訓令は、訓令の日から施行する。

4 岩見沢市市政改革懇話会 委員名簿

(敬称略・順不同)

委員区分	選出区分	氏名	所属団体等	団体等役職
会長	学識経験者	堀 利幸		
委員	学識経験者	鈴木 聡士	北海学園大学工学部生命工学科	教授
委員	町会・自治会代表	千葉 修	岩見沢市町会連合会	会長
委員	地域経済団体代表	木村 聡	岩見沢商工会議所	副会頭
委員	女性団体代表	東海林 公子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議	代表
委員	北村地区代表	米内山 定雄	岩見沢市町会連合会	副会長
委員	栗沢地区代表	千場 法美	岩見沢市町会連合会	総務部長

平成25年6月26日設置

【事務局】

区分	役職名	
事務局長	企画財政部長	小泉 健
事務局次長	企画財政部企画室長	森田 章裕
事務局員	企画財政部企画室企画調整担当主幹	高居 眞司
	企画財政部企画室主査	森 勝哉
	企画財政部企画室企画調整係	土屋 昌城

5 岩見沢市行政改革推進本部設置要綱

平成18年11月1日 訓令第61号

(設置)

第1条 市民ニーズの多様化、地方分権の進展等の社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な行政運営を図るため、岩見沢市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱及び実施計画の策定並びにこれらの進行管理に関すること。
- (2) その他行政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を統括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(行政改革専門部会)

第6条 推進本部の所掌事務を円滑に推進するため、推進本部の下に行政改革専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、推進本部の所掌事務の具体的な事項に関し、検討及び協議を行う。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。
- 4 部会長は、企画財政部長をもって充て、副部会長は、企画室長をもって充てる。
- 5 部員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 部会長は、部会の事務を統括し、部会を代表する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第7条 推進本部及び部会に事務局を置く。

- 2 事務局は、推進本部及び部会の庶務を行う。
- 3 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。
- 4 事務局長は、企画財政部長をもって充て、事務局次長は、企画室長をもって充てる。
- 5 事務局員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局を代表する。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月17日訓令第5号)

この訓令は、平成23年5月20日から施行する。

附 則(平成27年3月30日訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

総務部長
企画財政部長
情報政策部長
健康福祉部長
市民環境部長
農政部長
経済部長
建設部長
水道部長
教育部長
市立総合病院事務部長
その他本部長が必要と認める者

別表第2(第6条関係)

庶務課長
職員課長
企画室長
財政課長
情報政策課長
福祉課長
市民連携室長
農務課長
商工労政課長
建設管理課長
業務課長
学校教育課長
市立総合病院管理課長
その他部会長が必要と認める者

別表第3(第7条関係)

企画室長
その他事務局長が必要と認める者

6 用語解説

※1	経営型行政運営	行政運営を「管理」ではなく「経営」する視点に立って、限られた経営資源の最適配分を図り、持続可能な行財政運営と市民満足度の高い行政サービスの実現に向けて、「成果」を重視した行政運営を図るもの。
※2	行政評価制度	総合計画に掲げる施策・事業の進捗状況の把握と進行管理をはじめ、市民意識調査における評価・検証を行い、効果的かつ効率的な市政運営の推進と透明性を確保を図るもの。
※3	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。「tele=離れたところ」と「work=働く」をあわせた造語。
※4	カーボンニュートラル	地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会。
※5	SDGs	平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年度を年限とする17の国際目標と169のターゲット、232の指標がある。
※6	バックキャストイング	未来を予測する際、目標となるような状態を想定し、そこを起点に現在を振り返って今何をすべきかを考える方法。
※7	岩見沢市人口ビジョン	本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。
※8	第2期岩見沢市総合戦略	「人口ビジョン」を踏まえ、将来にわたって地域の活力を維持し、地方創生に積極的に対応していくための指針として、本市の地方創生に向けた目標や基本的方向、主な施策等を掲げたもの。
※9	ICT	Information and Communications Technology の略称。情報通信技術のこと。
※10	DX(デジタル・トランスフォーメーション)	「ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という考え方。英語圏で「Trans」を「X」と略すことから、Digital Transformation は「DX」と略される。
※11	AI	Artificial Intelligence の略称。学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピュータで実現する技術のこと。
※12	IoT	Internet of Things の略称。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボットなどあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。
※13	GX(グリーン・トランスフォーメーション)	気候変動の主な要因となっている温室効果ガスの排出量を削減しようという世界の流れを経済成長の機会ととらえ、排出削減と産業競争力向上の両立を目指す取り組み。
※14	G-PDCAスパイラル	目標(Goal)設定して計画(Plan)を実行(Do)し、検証(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセス。計画から改善までのプロセスを回しながら上昇させることによって、職員も市民満足度もレベルアップしていく考え方。
※15	スクラップ・アンド・ビルド	限りある経営資源を適切に配分するため、採算性や効率性の低い施策を整理する一方で、新たに生じた行政ニーズに対応するため、新しい施策に取り組むこと。
※16	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を融合させ、経済発展と社会的課題を両立する社会を目指す取組のこと。
※17	アウトソーシング	市が実施している事務事業について、その全部又は一部を委託契約等により民間に委ねること。
※18	指定管理者制度	市が設置している公の施設の使用許可を含む管理を民間事業者(民間企業、NPO団体やボランティア団体などを含む)に行わせる制度。
※19	PFI方式	Private Finance Initiative の略称。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営などを行う公共事業の手法。
※20	RPA	Robotic Process Automationの略称。パソコン操作などを人間に代わってソフトウェアが行う仕組み。
※21	共創	多様な立場の人たちと対話しながら、新しい価値を「共」に「創」り上げていくこと。
※22	キャッシュレス決済	物理的な現金(紙幣・硬貨)を使用せずに商品・サービスの料金の支払等を行うこと。
※23	ソーシャルメディア	インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアのこと。代表的なものとして、ブログ、FacebookやTwitter等のSNS、YouTubeやニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE等のメッセージングアプリがある。
※24	パブリックコメント	国及び地方自治体が事業を行う前に、できるだけ多くの情報を新聞やインターネット等の方法で公開し、電話やファクス、インターネット等の方法で意見を募集する制度。
※25	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、過程や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
※26	働き方改革	働く人々が、それぞれの事情に応じた、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための改革。

岩見沢市行政改革大綱
令和5年(2023)3月

〈発行〉

岩見沢市企画財政部企画室

〒068-8686

北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

電 話 0126-23-4111(代表)

F A X 0126-23-9977

E-mail kikaku@city.iwamizawa.lg.jp

U R L <https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>



行政改革の取組みは
こちらから